

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消費者安全法の施行により、都道府県において消費生活センターの設置が義務づけられたことに伴い、関係の規定の整理を行うため、標記条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 消費者安全法の施行に伴い、消費生活センターの設置に関する規定について必要な整理を行うこととします。（第5条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

旧	新												
<p>滋賀県行政機関設置条例 平成21年1月23日滋賀県条例第1号</p>	<p>滋賀県行政機関設置条例 平成21年1月23日滋賀県条例第1号</p>												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(消費生活センター)</p> <p>第5条 消費生活に関する事務を分掌させるため、消費生活センターを設置する。</p> <p>2 消費生活センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県消費生活センター</td> <td style="text-align: center;">彦根市</td> <td style="text-align: center;">県内の全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(消費生活センター)</p> <p>第5条 消費生活に関する事務を分掌させるため、消費生活センターを設置する。</p> <p>2 消費生活センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県消費生活センター</td> <td style="text-align: center;">彦根市</td> <td style="text-align: center;">県内の全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>滋賀県消費生活センターは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第1項の規定に基づく消費生活センターとする。</u></p>	名称	位置	所管区域	滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域
名称	位置	所管区域											
滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域											
名称	位置	所管区域											
滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域											
<p>第6条～第19条 略</p>	<p>第6条～第19条 略</p>												

滋賀県行政機関設置条例（平成21年1月23日滋賀県条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関（警察署を除く。以下同じ。）の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。

（環境・総合事務所）

第2条 防災、環境保全ならびに所管区域内の行政機関およびその他の機関の総合調整等に関する事務を分掌させるため、環境・総合事務所を設置する。

2 環境・総合事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県南部環境・総合事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀環境・総合事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江環境・総合事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東環境・総合事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島環境・総合事務所	高島市	高島市

（県税事務所）

第3条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県西部県税事務所	大津市	大津市および高島市
滋賀県南部県税事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県中部県税事務所	東近江市	近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市および蒲生郡
滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡

(自動車税事務所)

第4条 前条の規定にかかわらず、自動車税および自動車取得税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、自動車税事務所を設置する。

2 自動車税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県自動車税事務所	守山市	県内の全域

(消費生活センター)

第5条 消費生活に関する事務を分掌させるため、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

3 滋賀県消費生活センターは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第1項の規定に基づく消費生活センターとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域

(森林整備事務所)

第6条 森林および林業に関する事務を分掌させるため、森林整備事務所を設置する。

2 森林整備事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県西部・南部森林整備事務所	大津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市および高島市
滋賀県甲賀森林整備事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県中部森林整備事務所	東近江市	彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北森林整備事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡

(健康福祉事務所)

第7条 保健および福祉に関する事務を分掌させるため、健康福祉事務所を設置する。

2 健康福祉事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県南部健康福祉事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀健康福祉事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江健康福祉事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東健康福祉事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北健康福祉事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島健康福祉事務所	高島市	高島市

3 健康福祉事務所のうち、滋賀県東近江健康福祉事務所、滋賀県湖東健康福祉事務所および滋賀県湖北健康福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所とする。この場合において、これらの健康福祉事務所の同条第5項に規定する事務に係る所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項の表の所管区域の欄に掲げる区域から市の区域を除いた区域とする。

（保健所）

第8条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。

2 保健所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県草津保健所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀保健所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江保健所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県彦根保健所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県長浜保健所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島保健所	高島市	高島市

（精神保健福祉センター）

第9条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に

基づき、精神保健福祉センターを設置する。

2 精神保健福祉センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県立精神保健福祉センター	草津市	県内の全域

(食肉衛生検査所)

第10条 と畜検査および食鳥検査に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県食肉衛生検査所	近江八幡市	県内の全域

(動物保護管理センター)

第11条 動物の保護および管理に関する事務を分掌させるため、動物保護管理センターを設置する。

2 動物保護管理センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県動物保護管理センター	湖南市	県内の全域

(子ども家庭相談センター)

第12条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項および売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。

2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡

3 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センター

が行うものとする。

(計量検定所)

第13条 計量法(平成4年法律第51号)に定める計量に関する事務を分掌させるため、計量検定所を設置する。

2 計量検定所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県計量検定所	草津市	県内の全域

(農業農村振興事務所)

第14条 農業、農村振興等に関する事務を分掌させるため、農業農村振興事務所を設置する。

2 農業農村振興事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀農業農村振興事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江農業農村振興事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東農業農村振興事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北農業農村振興事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島農業農村振興事務所	高島市	高島市

(病虫害防除所)

第15条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第1項の規定に基づき、病虫害防除所を設置する。

2 病虫害防除所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県病虫害防除所	蒲生郡安土町	県内の全域

(家畜保健衛生所)

第16条 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第1条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所を設置する。

2 家畜保健衛生所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県家畜保健衛生所	近江八幡市	県内の全域

（土木事務所）

第17条 土木に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県大津土木事務所	大津市	大津市
滋賀県南部土木事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀土木事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江土木事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市（宇曾川の区域を除く。）および蒲生郡
滋賀県湖東土木事務所	彦根市	彦根市、東近江市（宇曾川の区域に限る。）、愛知郡および犬上郡
滋賀県長浜土木事務所	長浜市	長浜市、米原市および東浅井郡
滋賀県木之本土木事務所	伊香郡木之本町	伊香郡
滋賀県高島土木事務所	高島市	高島市

（特定事項の分掌）

第18条 知事は、必要があると認めるときは、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する行政機関に、規則で特定の事務に係る所管区域を定めることができる。

（支所）

第19条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する行政機関に、その事務を分掌させるため、支所を置くことができる。

2 前項の支所の名称、位置および所管区域は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県振興局等設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県振興局等設置条例 (平成13年滋賀県条例第 4 号)

(2) 滋賀県大津県税事務所設置条例 (昭和53年滋賀県条例第 6 号)

(3) 滋賀県自動車税事務所設置条例 (昭和46年滋賀県条例第14号)

(4) 滋賀県子ども家庭相談センター設置条例 (平成12年滋賀県条例第46号)

(5) 滋賀県保健所の名称、位置および管轄区域に関する条例 (昭和44年滋賀県条例第17号)

(6) 滋賀県立精神保健福祉センターの設置および管理に関する条例(平成17年滋賀県条例第110号)

(7) 滋賀県動物保護管理センター設置条例 (昭和62年滋賀県条例第 2 号)

(8) 滋賀県食肉衛生検査所設置条例 (昭和52年滋賀県条例第17号)

(9) 滋賀県計量検定所設置条例 (平成 5 年滋賀県条例第31号)

(10) 滋賀県家畜保健衛生所条例 (昭和25年滋賀県条例第60号)

(11) 滋賀県大津林業事務所設置条例 (昭和44年滋賀県条例第23号)

(12) 滋賀県大津土木事務所設置条例 (昭和34年滋賀県条例第43号)

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

3 滋賀県災害対策本部条例 (昭和37年滋賀県条例第38号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県病害虫防除所および病害虫防除員を置く区域に関する条例の一部改正)

4 滋賀県病害虫防除所および病害虫防除員を置く区域に関する条例(昭和60年滋賀県条例第18号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県屋外広告物条例の一部改正)

5 滋賀県屋外広告物条例 (昭和49年滋賀県条例第51号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 (平成21年条例第31号)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

2 滋賀県立消費生活センターの設置および管理に関する条例 (昭和46年滋賀県条例第17号) は、

廃止する。

付 則（平成21年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。